

中国 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度

1. 特許、商標、著作権、その他（ノウハウ供与など）各知的財産権の種類・存続期間・登録対象・申請手数料

中国は現在、特許、商標、著作権に関する主要な国際条約のほとんどすべてに加盟しており、後述の国内法と下位規則を制定・公布している。

「特許法」およびその実施細則、「商標法」およびその実施条例、「著作権法」およびその実施条例、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」、「不正競争防止法」、「トレードシークレットの侵害の防止に関する規則」、「録音録画製品に関する規則」、「知的財産権の保護規則」、「植物品種の保護に関する規則」、「ドメインネーム紛争の解決に関する規則」、「商標登録文書管理弁法」などである。

(1) 存続期間

・特許

発明特許権の存続期間は20年、実用新案権は10年、意匠権は15年（いずれも申請日から起算）。規定どおりに申請維持費を納付しない場合および特許権者が書面で当該特許権の放棄を表明した場合、特許権は期間満了前に消滅し、この場合特許局が登記および公告を行う。

・商標

登録商標の存続期間は登録日から10年である。10年毎に更新登録を行えばさらに10年存続する。

・著作権

著作権の氏名表示権、修正増減権および同一性保持権の保護期間は制限を受けない。公民の著作物の発表権・人格権・財産権の保護期間は作者の生涯および死後50年存続する。共同著作物の場合は最後に死亡した作者の死後50年である。法人またはその他の組織の著作物、並びに著作権（氏名表示権を除く）を法人またはその他の組織が享有する職務著作物の発表権・人格権・財産権の保護期間は50年である（但し、著作物が創作の完了後50年以内に公表されなかったときは本法の保護を受けない）。視聴著作物の発表権等については作品の最初の公表から50年である（但し、著作物が創作の完了後50年以内に公表されなかったときは本法の保護を受けない）。

・コンピュータ・ソフトウェア著作権

ソフトウェアの著作権は、ソフトウェアの開発が完成した日より生じる。自然人のソフトウェア著作権の保護期間は自然人の生涯およびその死後50年である。ソフトウェアが共同開発したものである場合は、最後に死亡した自然人の死後50年である。法人

またはその他の組織のソフトウェア著作権の保護期間は、ソフトウェアが初めて公表されてから50年である（但し、ソフトウェアが開発完了日から50年以内に公表されなかった時は本条例の保護を受けない）。

(2) 登録対象、申請手数料

・特許（詳細は[中国国家知的財産権局](#)参照）

申請料：発明特許900 元、実用新案特許500 元、外観設計特許（意匠権）500 元

発明特許申請維持費：1-3年（毎年）900元

4-6年（毎年）1,200元

7-9年（毎年）2,000元

10-12年（毎年）4,000元

13-15年（毎年）6,000元

16-20年（毎年）8,000元

実用新型特許、外観設計特許（意匠権）申請維持費：1-3年（毎年）600元

4-5年（毎年）900元

6-8年（毎年）1,200元

9-10年（毎年）2,000元

発明特許申請実質審査料：2,500 元

・商標（詳細は[中国国家知的財産権局商標局](#)参照）

項目	ペーパー申請の費用基準 (種類別)	電子データによるインターネット申請の費用基準 (種類別)
商標登録受理費	300元 (分類商品10 件の場合、10 件を超える場合、1 件につき30 元追加)	270元 (分類商品10 件の場合、10 件を超える場合、1 件につき27元追加)
商標登録証明の再発行費	500元	450元
商標譲渡登録受理費	500元	450元
商標延長登録受理費	250元	225元
商標審査受理費	750元	675元 (一部開通)
変更費	150元	0元
商標証明発行費	50元	45元
集団商標登録受理費	1,500元	1,350元
商標登録証明受理費	1,500元	1,350元
商標異議申立費	500元	450元
商標抹消費	500元	450元

商標使用許可契約届 出費	150元	135元
-----------------	------	------

・著作権（詳細は[中国著作権局著作権保護センター](#)参照）

著作権の登録料は、作品の種類により基準が異なる。通常は後記のとおり。

文字作品、口述作品：100字以下100元/件、101-5,000字150元/件、5,001-10,000字200元/件、1万字以上300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

音楽作品：詞曲300元/件、曲200元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

芝居作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

踊り作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

雑技作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

美術作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

撮影作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

工事設計図、製品設計図：500元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

地図、見取図：500元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

モデル作品：500元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

建築作品：1,500元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

映画作品：2,000元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

映画撮影に類似する方法で作成される作品：

1分以内：200元（シリーズ作品の場合、第二件から50元/件）

1～5分：300元（シリーズ作品の場合、第二件から50元/件）

5～10分：400元（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

10～25分：800元（シリーズ作品の場合、第二件から200元/件）

25～45分：1,000元（シリーズ作品の場合、第二件から300元/件）

45分超：2,000元（シリーズ作品の場合、第二件から400元/件）

ドラマ：100元/話

コンピレーション作品：2,000元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

マルチメディア作品：2,000元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

その他の作品：2,000元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

録音作品：歌300元/件、アルバム2,000元/件、その他は30分以内300元/件、30分以上500元/件。（シリーズ作品の場合、別途協議）

録画作品：30分以内300元/件、30分ごとに100元追加。（シリーズ作品の場合、別途協議）

仕様設計：500元/件（シリーズ作品の場合、別途協議）

ラジオ、テレビ番組：30分以内300元/件、30分～1時間500元/件、1時間以上800元/

件。（シリーズ作品の場合、別途協議）

パフォーマンス：パフォーマンス作品の著作権登記費用基準に基づく

2. ロイヤリティ、技術料の外国送金に関わる制限規定（売上高に対するロイヤリティの比率限度など）

2002 年から技術輸出入管理条例が施行され、海外からの技術導入が原則として自由となった（ただし登録は必要。また、ごく一部の技術については認可制）。

中国の現行法上、ロイヤリティの金額および頭金額を制限する規定はないものの、審査認可の実務上は、純販売額を基準とする場合について、一般にその5%を超えてはならないとの内部的基準があるとも言われており、またJV出資の場合については、技術出資が現物出資としてなされる限り、これと同時にロイヤリティの徴収をすることは認められないとの指導基準が設けられているようである。

（出所：「特許法」およびその実施細則、「商標法」およびその実施条例、「著作権法」およびその実施条例、コンピュータ・ソフトウェア保護条例、不正競争防止法）